

～ 宿泊施設の経営者の皆様へ ～

1人1泊6千円(税抜き)以上の宿泊料金設定がある場合

- ・年間を通じて一時期だけ6千円以上の場合も
- ・1棟貸し等で宿泊人数が少ない時だけ6千円以上の場合も

特別徴収義務者の登録が必要です。

※「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」を提出してください。

1人1泊6千円(税抜き)以上の宿泊料金設定がない場合

(年間一度も6千円以上がない場合に限りです。)

- ・その他、廃業状態や休業中(再開時期未定)の場合も

登録義務免除対象宿泊施設の

届出をお願いします。

※「登録義務免除対象宿泊施設届出書」を提出してください。



**登録・届出の添付書類等は、
裏面をご覧ください。**

1人1泊6千円(税抜き)以上の宿泊料金設定がある場合

【 特別徴収義務者登録申請書の添付書類 】

①	経営者が法人の場合	登記事項証明書（現在事項証明書）
	経営者が個人の場合	住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
②	旅館業法の場合	旅館業営業許可証
	住宅宿泊事業の場合	届出番号及び建物の所在地が確認できる書面 （例：民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（事業者）画面等）
③	宿泊料金表	
④	旅館業法の場合	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等の写し）
	住宅宿泊事業の場合	宿泊に係る契約書面

※ 添付書類は、いずれもコピーで結構です。

※ ②について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届もすべて添付してください。

※ 委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が特別徴収義務者として登録される場合は、税務課までご連絡ください。

1人1泊6千円(税抜き)以上の宿泊料金設定がない場合

【 登録義務免除対象宿泊施設届出書の添付書類 】

- ・宿泊料金が確認できる資料（料金表やホームページ掲載情報のコピー等）

※ 廃業状態や休業中（再開時期未定）の場合は、添付書類は不要です。備考欄に廃業状態又は休業中（再開時期未定）等とご記入ください。

〈 提 出 先 〉

総務局 税務課 指導第二グループ

（所在地）〒730-8511 広島市中区基町10番52号

（電話番号）082-513-2331